項目	確認事項
	口公募期間内に応募書類(実施計画書、経費内訳)を提出すること。
	│□提出先が正しいこと。(整備される施設が一般廃棄物処理施設の場合は廃棄物対策課、産業廃棄物処理施設の場合は産業廃棄物課。整備される施設が両者であ │ 場合は、処理量による。)
+B 111 (5 5	- 場合は、処理量による。/ - 口提出に係るかがみ(社印が押されているもの)を添付すること。(例:【1】)
提出等	□応募書類は、封書に入れ、宛名面に「廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業応募書類」と朱書きで記載すること。
	口基本的に、資料の順番は、応募申請書(かがみ)、実施計画書、経費内訳、経費内訳の添付資料、実施計画書の参考資料とし、実施計画書の参考資料①~⑬(者:実施計画書の(注))にはインデックスをつけること。
	□補助対象となる施設の整備事業は、契約・発注等は環境省からの交付決定を受けた後で行われる体制が整備されていること。
	□「事業の方法、内容」は、計算根拠等の詳細な情報は含まれず、簡潔であること。
	口「事業の方法、内容」において、日あたり処理量、年あたり処理日数が分かるようにすること。 (例: 年間燃料製造量: 3,600t/年=0.5t/h×24h/日×300日/年)
	□例えば、「事業の方法、内容」の「その他」に、電子マニフェストシステムに加入していること、当該事業により整備された施設の稼働において発生する産業
	乗物は、原則として優良産廃処理業者として都道府県知事または政令市長の認定を受けた者によって処理されること、断熱材を使用する場合はフロンを用いな ものであることを記載すること。(今後、電子マニフェストシステムに加入する場合は、その旨を記載。)
実施計画書	- ものであることを記載すること。(ヲ後、竜子ヾニノエヘトシヘノムに加入する場合は、その自を記載。) - □「実施時期」は、施設の稼働期間でなく、補助事業の実施(=施設整備)に係る時期について記載すること。(例:【2】)
	口「事業の効果」の「(二酸化炭素排出抑制効果・石油代替効果)」には、次のとおり記載すること。
	│ 二酸化炭素排出抑制効果 O, ○○○tC0₂/年 、 石油代替効果 O, ○○○kl/年(原油換算) │ □「事業の効果」の「(環境への影響)」には、二酸化炭素排出抑制効果以外のもの(例: メタン排出抑制効果、排ガス処理施設における自主目標値の設定)を
	載すること。
	□「事業の効果」の「(他事業等への波及効果)」には、例えば、技術や取組という観点から先進的であり、他の事業者の参考となる趣旨のこと、他の事業者との 携につながりそれにより好ましい効果が発現する趣旨のことを記載すること。
A	一 境に りながりてれにより好ましい効果が光現する趣自のことを記載すること。 一口分かりやすいシステム図を添付すること。
参考資料① 設備のシステム図、配置図	口総事業費、補助対象経費、増嵩費用の範囲を分かりやすく示したシステム図又はフロ一図を添付すること。
参考資料②	□設備の配置図を添付すること。 □算定に用いている係数等の根拠が明確かつ適切であること。(因みに、低位発熱量の設定については、(社)全国都市清掃会議『ごみ処理施設整備の計画・設計
発電効率等の算定根拠資料	- 日昇足に用いている保数等の収拠が明確がり過ずとめること。(図のに、図位先派量の設定については、(社/主国都川清掃芸議『この処理池設昰偏の計画・設計 - 領 2006 改訂版』平成 18 年 6 月 2 日の「1.3.5 発熱量」(pp145−148)が参考になる。)
参考資料③	□処理する廃棄物が一般廃棄物か産業廃棄物かが分かるようになっていること。 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
本事業に係る廃棄物の入手 先・種類・処理計画量及び	│□これまで受け入れてきた廃棄物を処理するための施設を整備する場合は、その実績(入手先・種類・量)が分かるような資料を添付すること。 │□新たに廃棄物を入手する場合は、廃棄物の入手の見込状況を記載すること。
受入条件等が分かる資料	口外部に熱供給する場合又は燃料製造を行う場合は、その利用先が確定していることを示すこと。
	□許可を取得している場合は、許可証の複写を添付すること。 □記すの取得が必要です。まず取得していない場合は、火熱点治体におはて関連手続きの流れてテレキ際似す活体し、これまでの取得性による後必要しなて
参考資料④	│□許可の取得が必要であるが、まだ取得していない場合は、当該自治体における関連手続きの流れを示した資料を添付し、これまでの取組状況と今後必要となる │ 続、許可取得時期を記載すること。
廃棄物処理施設にかかる 許可取得状況	□許可の取得が必要でない場合は、その旨を記載するとともに、当該自治体との事前協議の状況、許可不要と判断された経緯、今後の廃棄物処理業取得について
#1 3-10(13 p-02)	地元自治体との協議状況を示すこと。 □公募期間終了時までに設置許可等が取得されていることが必須となります。
	□これまでの廃棄物処理施設設置に係る地元調整状況を記載した書類を作成するとともに、住民説明会の議事要旨、地元町内会や地元自治体等と締結した環境保
	協定や同意書などの複写を添付すること。
	□地元調整が完了していることを証する書面が提出できない場合には、事業開始前に住民や地元事業者への説明会の開催、環境保全協定の締結などを求められて るか否かも示すこと。
	□説明会開催や環境保全協定の締結などについて手順等が示されている場合には、その手続きの流れを示した資料を添付し、これまでの取組と今後必要となる手続い。
参考資料⑤	□ 環境保全協定等の締結時期を記載すること。 □ □説明会開催や環境保全協定の締結などについて手順等が示されていない場合には、環境保全協定等を締結するまでの手続きの流れを示した資料を添付し、これ
地元調整状況	「口説明云開催や環境床主励足の神福などについて子順等がぶされていない場合には、環境床主励足等を神福するまでの子続きの流れを示した資料を添りし、これ 「一での取組と今後必要となる手続、環境保全協定書等の締結時期を記載すること。
	□周辺住民がいない場合は、その旨を記載するとともに、地元自治体との調整状況、周辺事業者等への説明会の開催状況などを示すとともに、説明会の議事要旨
	│ どの参考資料を添付し、環境保全協定書等を締結している場合には、その書面の複写を添付すること。 │ □施設の安全性に関する情報公開等(周辺住民への安全性等に関する説明書の開示)を行った、又は行うことを示し、周辺住民との質疑応答等について示すこと
	□「処理施設の稼働開始後5年間は、処理施設の実際の安全性について点検し、その結果を開示するとともに、開示の結果、周辺住民と質疑応答等を行った場合に
	当該質疑応答等の結果の概要を環境大臣に報告する。」としていること。
参考資料⑥	口算定に用いている係数等の根拠が明確かつ適切であること。二酸化炭素排出抑制効果については、環境省『地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<初版>(成24年7月環境省地球環境局』により算定を行うこと。(石油代替効果については、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則 第4条が参考になる。)
事業の効果の算定根拠資料	□応募の対象となる施設が「廃棄物高効率熱回収」である場合、5年以内に都道府県知事等から廃棄物熱回収施設設置者認定を受ける旨の誓約書を添付すること
	□例えば、損益計算書を添付すること。 □施設が稼働する期間(例:15 年間)を対象とすること。
参考資料⑦	口縦の年度毎の合計額のみならず、横の項目毎の合計額が示されていること。
事業収支計画及び資金調達	口施設稼働中に発生する用地費、最終処分費用も計上すること。
計画が分かる資料	□経費内訳と整合がとれていること。 □補助事業に係る資金調達計画を説明した資料を添付すること。
	口資金調達計画を説明した資料は、経費内訳で記載した総事業費についての資金調達計画を具体的に記載し、その金額には補助金額を含めずに作成すること。
参考資料⑧	□金融機関からの融資が確定、あるいは協議中である場合には、それを証明する書面があれば複写を添付すること。 □例えば、商号、所在地、設立年月日、代表者、資本金、従業員数、沿革、業務内容を記載すること。又は、このような情報が分かるパンフレットを添付すること
会社概要	「口例えば、尚ち、所任地、設立平月口、代教者、真本並、従来真数、冶革、未物内存を記載すること。又は、このような情報が力がるパンプレットを添りすること □原則、電子マニフェストシステムの加入証の写しを添付すること。
参考資料(9)	口施設の稼働時の実施体制ではなく、本事業(=施設整備)に係る実施体制を記載すること。(例:【3】)
本事業の実施体制	│□競争原理が働くような手続きによって相手先を決定することを示すこと。(補助事業の遂行上、競争原理が働くような手続きによって相手先を決定することが │ 難又は不適当である場合は、その旨を示すこと。)
参考資料⑩	口最近発行されたものであること。
登記事項証明書	□定款または寄付行為(写しでも可)を添付すること。 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
	口例えば、賃借対照表及び損益計算書を添付すること。(賃貸対照表はある時点の状態を表すものであり、純資産合計 (=資産合計ー負債合計) が正であること 確認。損益計算書はある期間のフローを表すものであり、営業利益及び純利益 (=営業利益+営業外収益ー営業外費用+特別利益ー特別損失ー税金) が正であ
参考資料⑪	ことを確認。)
最近2営業期間の事業実績	口直近2営業期間の平均で利益が計上されているか自己資本比率(=純資産合計÷資産合計)が1割以上であることを確認(原則として、少なくとも債務超過の 態ではないこと)。
、決算書(実績がない場合	□最近設立した法人である場合には、例えば、創業後の事業実績、決算書を全て提出するとともに、現時点の貸借対照表及び設立日から現時点までの損益計算書
は、将来の事業経営を説明した資料)	現時点の財産目録、事業実施に係る用地売買契約書または用地賃貸契約書の写し、将来における法人全体の損益計算書、事業実施計画やそれを遂行するための
	│ 金調達計画などを添付すること。 │□参考資料⑧及び⑩より、廃棄物処理業を主たる業とする事業者であることが明らかでない場合は、例えば、廃棄物処理による収益が全収益の過半数であること
	示すことにより、補助事業者が廃棄物処理業を主たる業とする事業者であることを明らかにすること。
参考資料① 事業実施者の印鑑証明書及	口最近発行されたものの複写を添付すること。
事業実施者の印鑑証明書及 び代表者の住民票の写し	
参考資料①	口国土地理院発行の地図(例えば、二万五千分一地形図)の原本が添付されていること。
事業実施予定地の位置図/ 国土地理発行地図	口適宜現地写真を添付すること。
由工作性无目地凶	□「所要経費」における総事業費、補助対象経費、増嵩費用が、適切に算定されていること。(参照:【4】)
	口基本的に、「補助対象経費支出予定額」については、工事費は「廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業実施要領 第3」の設備ごとに計上し、事務費もあ
An ab 1	│ ば計上すること。 │□「補助対象経費支出予定額」の積算内訳として、見積り等の資料を添付すること。(参考:二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(廃棄物エネルギー導入・
経費内訳	炭素化促進事業)交付要綱 別表第2及び別表第3)
	□「購入予定の主な財産の内訳(一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの)」がすべて示されていること。(別紙として示してもよい) □事業が複数年度にわたる場合は、単年度ごとに工事を区切り費用を計上すること。(添付資料も同様)
	口事業が複数年度にわたる場合は、単年度ことに工事を区切り貨用を計工すること。(添付資料も向様) 口消費税が含まれていないこと。(添付資料も同様)
	□事業が複数年度にわたる場合、総事業費、補助対象経費及び増嵩費用が同額でない場合、経費内訳の(注)③、④に対応するため、例えば【5】のような表を
添付資料	付すること。

- (1)交付要綱、実施要領、公募要領等の関連資料一式はは http://www.env.go.jp/recycle/info/ondanka/index.html にあります。関連資料一式を全て熟読の上、応募してください。
- (2) 応募書類を受領後、環境省で書面審査を行った後、技術的内容等について審議するために開催される有識者審査委員会の意見を反映させた上で、事業の採択を内示して連絡 します。その後、交付申請書を提出いただき、交付決定をいたします。事業の開始(契約)は、その後にお願いします。なお、複数年度にわたる事業については、年度ごとに、 応募書類の提出、審査、内示、交付申請書の提出、交付決定の手続きを行います。
- (3) 原則として、次年度への繰越はできませんので、無理のないように当該年度の事業計画を立ててください。
- (4) 廃棄物処理施設の設置許可が必要であるが、まだ受けていない場合、状況に進展があり次第、速やかにお知らせください。
- (5)補助対象経費(複数年度にわたる事業であれば、合計額)が10億円以上の事業は、事前評価が必要です。そして、事前評価のうち、効率性を評価する費用対効果分析に 係る資料は、事業者に作成いただいています。該当する場合には、費用対効果分析の実施に参考となる資料をお渡ししますので、お知らせください。

以上

平成〇〇年〇月〇〇日 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課(廃棄物対策課) 株式会社〇〇〇〇〇 平成〇〇年度廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業の応募について 標記につき、下記の資料を提出しますので、御査収ください。 記 実施計画書 経費内訳

[2]

27年度: プラント機器製作・据付工事、土木建築工事 28年度: 土木建築工事、試運転、本格運転開始

| 事業主体 | 株式会社〇〇〇〇〇 | 施設建設工事 | 系統アクセス工事 | 株式会社△△△△ | 株式会社□□□□□□□ | (見積り合せ) | (随意契約)

[4]

(1) 総事業費

総事業費とは、当該施設整備に係るすべての事業費のことです。補助対象経費とならない費用(例えば、土木建築費)も含みます。

用地費が発生すれば、計上してください。

1,000円未満の端数は切り捨ててください。

(2)補助対象経費

次の項目に、基本的なことが規定されています。

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業)交付要綱 第4条(別表第2、別表第3を含む。)

廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業実施要領 「第3 交付の対象となる施設の範囲」、「第4 補助対象事業費の算定要領」

補助対象経費は工事費及び事務費により構成されます。工事費は「廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業 取扱要領」の「第3 交付の対象となる施設の範囲」に示される 設備の設置に係る費用のことで、対象施設(廃棄高効率熱回収、廃棄物燃料製造の分類)に因ります。

基本的に、基礎工事や上屋等の土木建築に係る費用は含まれません。

1,000円未満の端数は切り捨ててください。

(3) 高効率化に伴う増嵩費用

、60 周効率ににより指制度が 高効率化に伴う増嵩費用(以下「増嵩費用」という。)とは、廃棄物エネルギー利用の高効率化を図ることにより追加的に発生する施設整備に係る費用のことで、従来の処理方法 を基準として算定します。従来の処理方法とは、廃棄物発電ならば、熱回収率5%の廃棄物発電であり、それ以外ならば、現状での処理方法を勘案して設定します。

例えば、受入設備であれば、従来の処理方法でも必要となる場合が多く、増嵩費用の範囲に含まれるかどうか検討が必要です。

増嵩費用は補助対象経費の一部です。

1,000円未満の端数は切り捨ててください。

[5]

No.	項目	全体			2 7 年度			28年度		
10.			排助社会			補助対象			益 日 中 及	
		総事業費	経費	増嵩費用	総事業費	経費	増嵩費用	総事業費	経費	増嵩費用
1. 受	入供給設備									
1-1	トラック									
	スケール									
1-2										
2. 焼	却設備									
10. 諸	経費									
合計										